

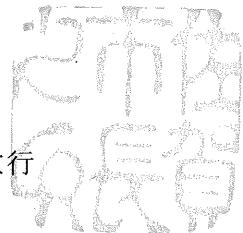


諮問書

佐市緑推第228号
平成25年10月25日

佐賀市個人情報保護審査会
会長 村上 英明 様

佐賀市長 秀島 敏行



佐賀市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号の規定により、下記のとおり貴審査会の意見を求める。

記

1 諒問事項

トンボの池公園内管理棟への監視カメラ設置に伴う、個人情報の本人以外からの収集及び外部提供について

2 諒問理由

トンボの池公園は、本市内で実施されている兵庫北土地区画整理事業に伴い整備された公園（10箇所）の一つで、平成25年7月18日に本市の都市公園として開設し、平成25年10月23日に兵庫北土地区画整理組合（以下「組合」という。）から管理を引き継ぐこととなった。

同公園内には、区画整理事業区域内全公園の維持管理に使用する芝刈機等の備品の保管場所としての機能を持つ管理棟が整備されており、この管理棟には、管理棟の保全及び管理棟内に保管した備品等の盗難防止を目的とし、組合によって監視カメラが設置されている。

本市が管理を継承する平成25年10月23日以降、この管理棟には、区画整理事業内の公園の維持管理等を行うために公園管理委託事業者が人員を配置するとともに、夜間には管理棟のみ機械警備を実施するが、更なる管理棟の保全及び管理棟内に保管した備品等の盗難防止を目的とし、組合が設置した監視カメラを引き続い利用することとした。

3 所管課

建設部緑化推進課

4 設置時期

平成25年10月23日

5 監視カメラの概要

- (1) 設置場所及び設置台数
 - ・管理棟外壁に4台設置する。
- (2) モニター及び記録装置
 - ・管理棟の事務室内にモニター及び専用の記録装置（ハードディスク）を各1台設置する。
 - ・閉場時には管理棟を施錠するとともに、機械による警備を行う。
- (3) 撮影する画像及び保存方法
 - ・監視カメラは、常時稼動し画像を撮影する。
 - ・撮影データは保存専用ハードディスクに記録し、30日間保存する。
 - ・撮影後30日間を経過した記録データは、順次新しい画像データを上書き保存することにより完全消去する。
 - ・記録データは撮影時の状態で保存するものとし、加工しない。
- (4) 揭示
 - ・カメラ設置場所に「監視カメラ作動中」等と明記した表示板を掲示する。

6 記録データ等の取り扱い

- ・「トンボの池公園内管理棟監視カメラ運用基準」を定め、監視カメラ管理者及び監視カメラ取扱者を特定する。
- ・記録データは監視カメラ管理者及び監視カメラ取扱者のみが取り扱う。
- ・公園管理委託事業者は、撮影中の画像データのモニターによる確認のみを行うことができるものとし、記録データの取り扱いは行うことができない。

7 記録データの外部提供

記録データの外部提供については、「佐賀市個人情報保護条例」及び「トンボの池公園内管理棟監視カメラ運用基準」に基づき取り扱う。

具体的には、刑事訴訟法第239条第2項の規定（官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。）に基づき告発を行う場合や、刑事訴訟法第197条第2項の規定（捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。）に基づく捜査機関からの照会に対し回答する場合などが考えられる。

なお、外部提供にあたっては、その目的を特定できる範囲のデータを限定し、何らかの外部記録媒体に複写した上で提供する。

また、提出先には、記録データの複写禁止、不要になった際の記録媒体の返却の条件を付すものとする。

トンボの池公園内管理棟監視カメラ運用基準

(目的)

第1条 この運用基準は、佐賀市が所管するトンボの池公園内管理棟（以下「管理棟」という。）の保全及び管理棟内に保管した備品等の盗難防止を目的として設置する監視カメラ（以下「監視カメラ」という。）及びこれにより記録された画像情報（以下「記録データ」という。）の取り扱い等について、必要な事項を定める。

(監視カメラの設置)

第2条 監視カメラは、管理棟外壁に設置する。

2 監視カメラを設置した場所には、通行者の見やすい位置に監視カメラが作動中である旨の表示をするものとする。

(監視カメラ管理者及び監視カメラ取扱者)

第3条 監視カメラの適正な運用及び管理を図るため、監視カメラ管理者（以下「管理者」という。）及び監視カメラ取扱者（以下「取扱者」という。）を置く。

2 管理者は、緑化推進課長とする。

3 取扱者は、緑化推進課職員の中から、管理者が指名する。

4 管理者は、取扱者にこの基準を遵守させなければならない。

5 取扱者は、この基準を遵守し、監視カメラ及び記録データの適正な取り扱いに努めなければならない。

(記録データ等の取り扱い)

第4条 監視カメラは常時稼動して画像を撮影するものとし、撮影したデータは保存専用のハードディスク（以下「ハードディスク」という。）に30日間記録する。

2 前項のハードディスクは、管理棟内の事務室に設置し、閉場時には管理棟を施錠するとともに、機械による警備を行う。

3 撮影後30日間経過した記録データは、順次新しい画像データを上書き保存することにより完全消去する。

4 記録データは撮影時の状態で保存するものとし、加工してはならない。

5 公園管理委託事業者は、撮影中の画像データのモニターによる確認のみを行うことができるものとし、ハードディスクに記録された記録データは取り扱うことができない。

(記録データの提供等の制限)

第5条 記録データは、法令等又は佐賀市個人情報保護条例の規定に基づく場合を除くほか、管理者及び取扱者以外のものに貸与、閲覧、複写提供をしてはならない。

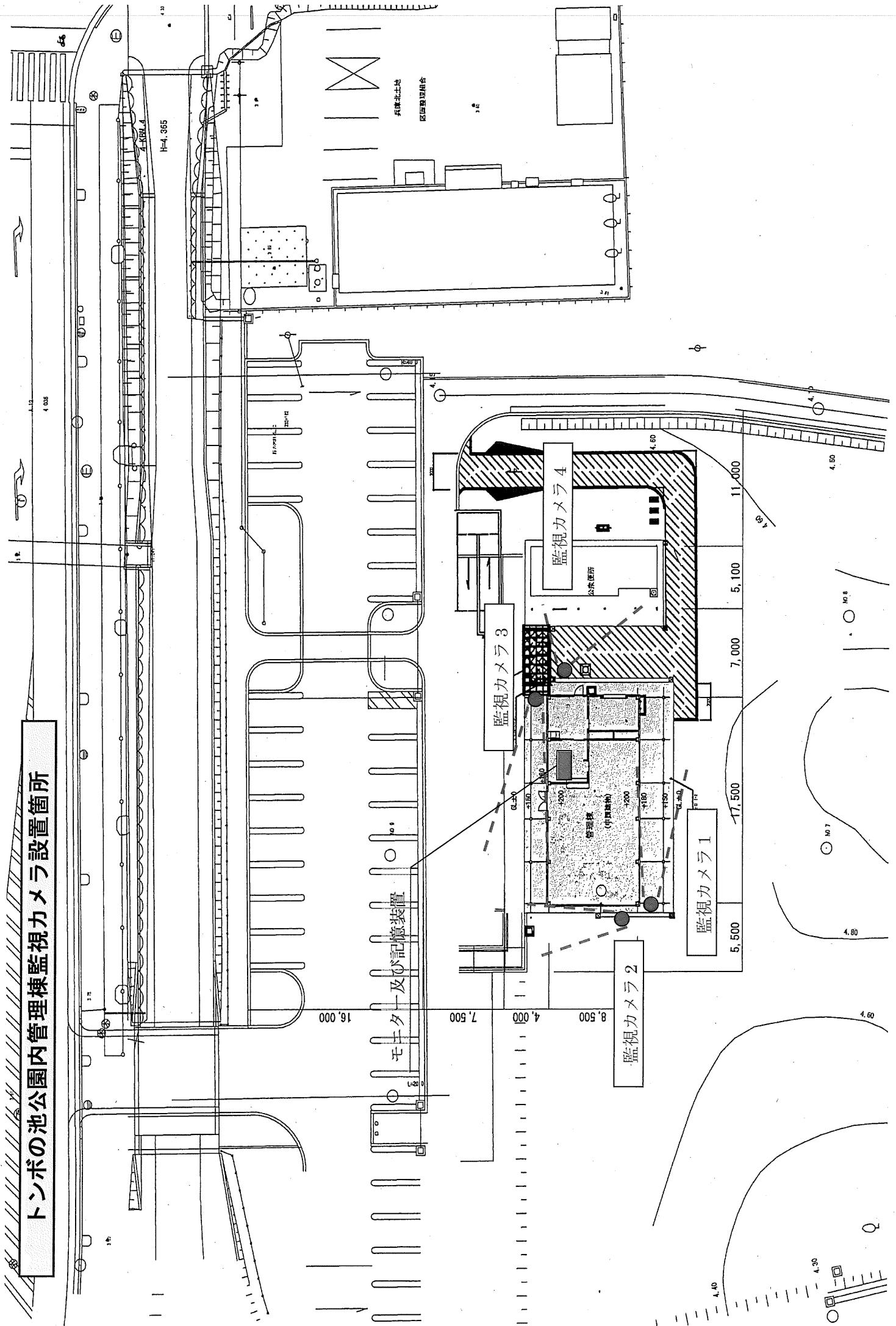
(委任)

第6条 この基準に定めるもののほか、監視カメラの設置及び運用に関し必要な事項は、管理者が定める。

附則

この基準は平成25年10月23日から実施する。

トンボの池公園内管理棟監視カメラ設置箇所



監視カメラ 1 及びモニター画面



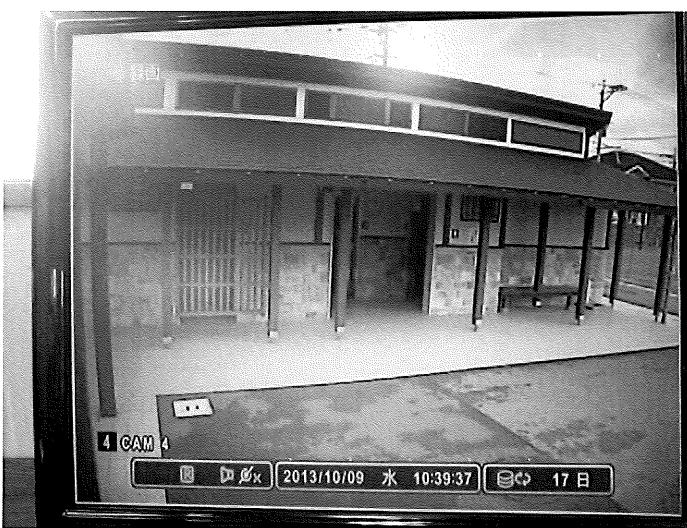
監視カメラ2及びモニター画面



監視カメラ3及びモニター画面



監視カメラ4及びモニター画面



カメラ監視中看板

